資料１

行政機関等の個人情報保護制度の在り方に関する研究会
開催要綱

令和８年 11 月 19 日

１．目的

行政機関等における担い手不足や高度化・多様化する行政課題へ対応する観点から、分野横断的なデータ利活用やＡＩの活用を通じた業務の効率化や国民の利便性向上、質の高い行政サービスの実現に向けた取組が不可欠となっている。一方で、現在、行政機関等における個人情報の取扱いは、各部署が個別に利用・保有する、いわゆる縦割り型の運用が一般的である。ＤＸ・ＡＸの進展や社会の変化を踏まえ、これらに対応した行政機関等の個人情報保護制度の在り方について検討する必要がある。

また、個人情報保護制度の一元化後、地方公共団体等の現場におけるデータ利活用や個人情報の適正な取扱いについて制度運用上の課題を把握・整理するとともに、必要な見直しを検討する必要がある。

このため、行政機関等の個人情報保護制度の在り方について必要な対応を整理・検討することを目的として、「行政機関等の個人情報保護制度の在り方に関する研究会」（以下「研究会」という。）を開催する。

２．構成員等

構成員名簿（別紙）のとおり

３．研究会の運営

（１）研究会に座長を置く。

（２）座長は、座長代理を指名することができる。

（３）座長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

（４）研究会は、原則として非公開とし、研究会終了後に配付資料を公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、配付資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

（５）研究会終了後、議事概要を作成し、公開する。

４．その他

（１）研究会の庶務は、個人情報保護委員会事務局個人情報保護制度担当室が処理する。

（２）本要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

（別紙）

行政機関等の個人情報保護制度の在り方に関する研究会

構成員名簿

令和８年 11 月 19 日現在

【構成員（五十音順）】

荒井　ひろみ　国立研究開発法人理化学研究所革新知能統合研究センター
人工知能安全性・信頼性ユニットリーダー

家中　賢作　つくば市政策イノベーション部デジタル政策課課長補佐

稲谷　龍彦　京都大学大学院法学研究科教授

大屋　雄裕　慶應義塾大学法学部法律学科教授

音無　知展　京都大学大学院法学研究科准教授

北山　昇　森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士

宍戸　常寿　東京大学大学院法学政治学研究科教授［座長］

玉堀　雄一　芽室町総務課ＤＸ推進係係長

友岡　史仁　日本大学法学部教授

成原　慧　九州大学大学院法学研究院・法学部准教授

畑中　洋亮　一般財団法人 GovTech 東京業務執行理事兼最高戦略責任者

原田　大樹　京都大学法学系（大学院公共政策連携研究部）教授

【オブザーバー】

デジタル庁戦略・組織グループ国等データ活用事業担当

総務省行政管理局調査法制課

総務省自治行政局市町村課行政経営支援室